

新型コロナウイルス感染症に対する新年度の対応（基本的な学校生活）について

新型コロナウイルス感染症への対応が変化してきています。しかし、まだ0になったわけでもなく特効薬が開発されたわけでもありません。感染が拡大する危険性は回避しながら、できるだけ通常の生活に戻していくようにしてまいります。

昨年度3月末に北本市教育委員会から出された文書をもとに、概要を確認させていただきます。

1 健康観察の徹底について

- (1) 毎日の検温及び健康観察、体調の把握を徹底すること。
 - (2) 発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状がみられる場合には登校しない。
 - (3) 児童の家族に体調不良者（発熱等風邪症状）がいる場合には登校しない。
 - (4) 登校後に体調を崩した場合には、直ちに帰宅する。
- ※(2)、(3)の場合には出席停止となり、欠席にはならない。

2 基本的な学校生活について

- (1) 外から教室等に入る時や給食前後、トイレ後等にこまめな手洗い及び手指消毒を徹底する。
- (2) 可能な限り換気を行う。

3 マスク着用について

- (1) マスクの着脱は、一律強制するものではなく、密になる状況や感染状況によって適切に判断する。

4 給食について

- (1) 手洗いの徹底や手指消毒を配膳前に全員が行う。
- (2) 配膳時は、給食当番以外も必ずマスクを着用する。
- (3) 給食時の座席については、児童間に1m程度の距離が取れない場合は当面の間、席を向かい合わせずに全員が前方を向いて着席する。
- (4) 会食中は飛沫を飛ばさないように注意する。そのため隣接する者同士の簡単な会話は可能だが、大きな声での会話は禁止する。

5 清掃について

- (1) 防塵の観点から清掃中は、できる限りマスクを着用する。

6 その他

- (1) 音楽の授業における合唱およびリコーダー、鍵盤ハーモニカなどの演奏適切な距離を確保し、原則として向かい合っでの歌唱は避けること。（向かい合っで合唱をする場合には、マスクを着用することが望ましい。）
- (2) 授業参観・懇談会等引き続き、3つの「密」の回避と効果的な換気を行いながら実施する。その上で参観者にマスクの着用を推奨する。

※今後も全国的な感染状況や学区の状況を見ながら、児童の安全な学校生活の保持を第一義に感染予防対策に取り組んでまいります。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お願い 自転車乗車時のヘルメット着用について

今年、4月1日から自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務化されました。これは自転車乗車時の死亡事故について約7割が「頭部」に致命傷を負っており、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっているため、尊い命を守るためのものです。ぜひ、子どもたちにご家庭での啓発をお願いいたします。

